

大阪広域水道企業団訓令第1号

部内一般

大阪広域水道企業団公舎管理規程を次のように定める。

平成26年3月31日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団公舎管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪広域水道企業団公舎（以下「公舎」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において公舎とは、大阪広域水道企業団が借り受けた建物で、第4条に規定する者の居住の用に供し、又は供すると決定したものをいう。

(管理事務)

第3条 公舎の管理に関する事務は、経営管理部総務課長が行う。

(入居資格)

第4条 公舎を使用できる者は、企業長が事業推進上居住の必要があると認めた者とする。

(入居手続)

第5条 公舎を使用しようとする者は、公舎入居承認申請書（様式第1号）を企業長に提出し、公舎入居承認書（様式第2号）により企業長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、入居後直ちに公舎入居届（様式第3号）及び公舎入居者誓約書（様式第4号）を企業長に提出しなければならない。

(使用料)

第6条 公舎の使用料については、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）に準じて計算した額を基準として企業長が定める額とする。ただし、企業長が特に必要があると認めた場合は、これを減免することができる。

(使用料の納入)

第7条 公舎の毎月の使用料は、当月末日までに納入しなければならない。

2 使用期間が1か月に満たない場合の使用料は、1月の使用料に、月の途中で入居した場合にあっては、その入居した日から当該月の末日までの間の、月の途中で退去した場合にあっては、当該月の1日からその退去の日までの間の日数を乗じ、当該月の日数で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を徴収する。

(使用者の責務)

第8条 使用者は、善良な管理者の注意をもって公舎を管理しなければならない。

(転貸の禁止)

第9条 使用者は、公舎を他人に転貸し、又はその入居の権利を他人に譲渡してはならない。

(用途変更の禁止)

第10条 使用者は、公舎の全部又は一部を公舎以外の用途に供してはならない。

(特別承認)

第11条 使用者は、次のいずれかに該当する場合は、企業長の承認を受けなければならない。

(1) 同居を承認された者以外の者を同居させようとするとき

(2) 公舎の模様替えをし、又は公舎に工作を加えようとするとき

(費用負担)

第12条 使用者は、共益費、電気料、ガス料、水道料、電話料その他使用者が負担することが適当と認められる経費を負担しなければならない。ただし、企業長が必要と認めたときは、その全部又は一部を大阪広域水道企業団において負担することができる。

(賠償)

第13条 使用者は、自己の責に帰すべき理由により、公舎又はその附属物を滅失し、毀損し、又は汚損した場合は、速やかにその実情を経営管理部総務課長に報告するとともに、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。ただし、企業長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(使用許可の取消)

第14条 使用者が次のいずれかに該当するときは、公舎の使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用料を指定の日までに納付しないとき

(2) この規程又は公舎の管理に関する必要な指示に違反したとき

2 前項の規定により取消しを受けた者は、企業長が指定する日までに公舎を退去しなければならない。

(退去)

第15条 使用者は、転勤、転職等によりその公舎に居住する理由を欠き、企業長が公舎の明渡しを要求した時には、企業長が指定する日までに公舎を退去しなければならない。

第16条 企業長が退去を指定する日までに公舎を退去しない場合は、その翌日から明け渡した日までの期間に応ずる賠償金を支払わなければならない。この場合において、その賠償金の額は、企業長が別に定める。

(明渡しに伴う原状回復義務)

第17条 使用者は、公舎を明け渡すときは、原状に回復しなければならない。ただし、企業長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(退去手続)

第18条 使用者は、退去と同時に公舎退去届(様式第5号)を企業長に提出しなければならない。

(損害賠償請求)

第19条 使用者は、公舎の明渡しにおいて、いかなる名目があっても損害賠償の請求をすることができない。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、公舎の管理に関し必要な事項は、経営管理部総務課長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

公舎入居承認申請書

平成 年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

所 属 \_\_\_\_\_

職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり公舎に入居したいので、承認いただきますよう申請します。

記

1 現住所

2 同居予定者

同居者	続柄	備考

※申請者本人を含めて記入すること。

様式第2号（第5条関係）

公舎入居承認書

所 属 \_\_\_\_\_

職・氏名 \_\_\_\_\_

公舎の入居について、下記のとおり承認する。

平成 年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 印

記

- 1 公舎の名称
- 2 公舎の所在地
- 3 入居期間
- 4 使用料
- 5 同居者

同居者	続柄	備考

様式第3号（第5条関係）

公舎入居届

平成 年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

所 属 \_\_\_\_\_

職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

平成 年 月 日に下記の公舎へ入居しましたので、お届けします。

記

- 1 公舎の名称
- 2 公舎の所在地

様式第4号（第5条関係）

公舎入居者誓約書

平成 年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

所 属 \_\_\_\_\_

職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記の公舎への入居に際して入居期間中は、大阪広域水道企業団公舎管理規程に定める事項を厳守し、破損、汚損等のないよう注意するとともに、入居者の負担義務については忠実に履行することを誓約します。

記

- 1 公舎の名称
- 2 公舎の所在地

様式第5号（第18条関係）

公舎退去届

平成 年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

所 属 \_\_\_\_\_

職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

平成 年 月 日に下記の公舎を退去しましたので、お届けします。

記

- 1 公舎の名称
- 2 公舎の所在地